

## 【 学校感染症の種類と出席停止期間について 】

- 学校において予防すべき主な感染症の種類と出席停止期間の基準は、表の通りです。（学校保健安全法第 19 条、学校保健安全法施行規則第 19 条）
- 感染拡大防止のため、出席停止期間の基準を守って（医師の指示に従ってください）登校させてください。
- 学校感染症に罹患した場合、以下の点についてご確認ください。

### < インフルエンザと診断された場合 >

学校指定の様式「インフルエンザ回復届出書」<sup>注1)</sup>を提出するようお願いします。  
(病院の様式でもかまいません)

### < インフルエンザ以外の感染症と診断された場合 >

診断を受けた病院で「治癒証明書（完治証明書）」<sup>注2)</sup>を発行してもらい、確実に提出するようご協力下さい。

注1) インフルエンザについては、医療機関等からも治癒証明書の発行を求めないよう、周知されています。(沖縄県保健医療部地域保健課 HP 参照)

注2) 様式は保健室に用意しておりますが、病院の様式でもかまいません。(文書料を求められる場合がございます)